

2011年6月7日

法制審議会民法（債権関係）部会 御中

適格消費者団体・特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

## 「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」についての意見陳述要旨

消費者の権利擁護の観点から下記のとおり意見を陳述する。

- 1 「第62 消費者・事業者に関する規定 1 民法に消費者・事業者に関する規定を設けることの当否」について

賛成である。社会における取引の多くは、消費者と事業者の間のいわゆる消費者契約であり、消費者契約については一般法である民法で規定すべきである。その際には、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」（消費者契約法1条）を民法に規定すべきである。

- 2 同「2 消費者契約の特則」について

①から⑫を含めて賛成である。現行の消費者契約法の実体法規定について、より消費者の権利擁護が図れるようにした上で、民法に取り込むべきである。

無効とされるべき不当条項については詳細なリスト化が必要がある。最判平成23年3月24日裁判所HPは、敷引特約の効力に関し、上記⑧（通常損耗の回復費用を消費者負担とする条項は無効）に反すると解されかねない判断を示した。これは下級審での多数の無効判決、国土交通省における原状回復ガイドライン作成などの実務をひっくり返しかねない。このような事態が生じないようにする必要がある。

- 3 「第59 契約の解釈 3 条項使用者不利の原則」について

賛成である。とりわけ消費者契約においては消費者有利解釈の原則として機能すべきである。

- 4 「第31 不当条項規制 2 不当条項規制の対象から除外すべき契約条項」について
- 消費者契約においては、個別交渉条項、中心条項を対象から除外すべきではない。

- 5 同「4 不当条項の効力」について

当該条項全体が無効とされるべきである。そうでなければ、不当条項の使用が排除されない。

- 6 「第30 意思表示 5 意思表示に関する規定の拡充」について

前記のとおり、不実告知につき民法に規定することは賛成である。但し、消費者が事業者に対し不実告知を行った場合には事業者には取消権を認めるべきではない。消費者契約における事業者の断定的判断の提供（消費者契約法4条1項2号）、不利益事実の不告知（同条2項）も民法で規定すべきである。

また、事業者の以下の行為による消費者の意思表示を取消可能とすべきである。

「一 重要事項に関して消費者が理解できる方法で情報提供を行わなかったこと。二 当該消費者を威迫すること。三 当該消費者の私生活又は業務の平穩を害すること。四 当該事業者が当該消費者を心理的に動揺させること。五 当該消費者の知識の不足、加齢・疾病・恋愛感情・急迫状態等による判断力の不足を知り、または、知りうるため信義則上勧誘を行うべきでないにもかかわらず勧誘を行うこと。六 あらかじめ当該消費者の要請がないにもかかわらず次のいずれかの行為をすること。イ 当該消費者の住居又は勤務先を訪問すること。ロ 当該消費者の住居又は勤務先に対して、電話、ファクシミリ、電子メールを送信すること。七 信義誠実の原則に反する行為。」

#### 7 「第28 法律行為に関する通則 3 強行規定と任意規定の区別の明記」について

明記すべきである。適格消費者団体からも、差止請求の検討において、民法のどれが強行法規でどれが任意法規かわからないとの意見が私に寄せられた。

第28の1（2）公序良俗違反の具体化では、状況の濫用などが提案されているが、消費者契約に関し、「消費者の知識、経験、理解力、必要性、財産の状況に照らして不適當な消費者契約は無効とする。」旨の規定を是非設けていただきたい。

#### 8 「第23 契約締結段階 2 契約締結過程における説明義務・情報提供義務」について

事業者の消費者に対する重要事項についての情報提供義務を定め、この義務違反による消費者の意思表示につき取消権を付与すべきである。

#### 9 「第12 保証債務」における保証人の保護について

同「1 保証債務の成立(2) 保証契約締結の際における保証人保護の方策」「同7 根保証」などの保証人保護の方策は賛成であるが、より根本的に、事業者でない者（消費者）の人的保証を無効とすべきである（物的保証は有効）。保証債務の負担によって生活が破綻させられる例が多い。

#### 10 「第56 新種の契約 2 ファイナンス・リース」について

典型契約として規定すべきかどうかは慎重に検討すべきであり、少なくとも、ユーザー保護が厚く図られるべきである。少なくとも、消費者契約においては必要性はない。

金融が必要な場合は貸金，割賦販売，リースが考えられるが，少なくとも，前二者の規制に比べて緩い規制であってはならない。ファイナンスリースは消費者に準ずるような零細事業者が被害にあっている事例が多い。